



顔認証マイナンバーカード

(暗証番号の設定が不要なカード)
のご案内



顔認証マイナンバーカードとは…

マイナンバーカードを健康保険証や本人確認書類として利用したいが、暗証番号の設定や管理に不安がある方が、安心してカードを取得し、利用できるよう、マイナンバーカードの利用者証明用電子証明書を用いる際の本人確認方法を顔認証又は目視に限定し、**暗証番号の設定を不要**としたマイナンバーカードです。

○申請できる方

希望される方(代理による手続も可能)

マイナンバーカードをこれから申請する方も、既にマイナンバーカードを持っている方も、顔認証マイナンバーカードを申請・取得することができます。

○取得の方法

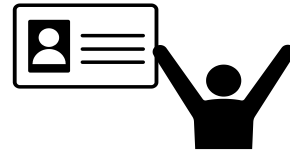
マイナンバーカードの申請・交付のための来庁時又は出張申請時に併せて手続きができます。マイナンバーカードを取得済みの方については随時手続きができます。

市区町村の窓口 または
出張申請 で申込



※代理人申請の場合は、回答書に顔認証マイナンバーカードを希望している旨を記入してください。

顔認証
マイナンバーカード
の交付



※追記欄に「顔認証」と記載されます。

○顔認証マイナンバーカードで利用できる／できないサービス

利用できるサービス

- ・健康保険証としての利用 (※)
- ・券面の顔写真や記載事項 (氏名、住所、生年月日、性別等) を用いた本人確認書類としての利用

※ 訪問診療等は、令和6年10月以降に対応予定

ポイント
顔写真入りのため
悪用は困難

利用できないサービス

- ・マイナポータル
- ・各種証明書のコンビニ交付
- ・オンライン診療・オンライン服薬指導
- ・その他のオンライン手続などの暗証番号の入力が必要なサービス

ポイント
暗証番号管理の
不安が無くなる

顔認証マイナンバーカードを新たに取得/ 顔認証マイナンバーカードへの設定切替えをする方へ



健康保険証利用の申込みをしていただくとマイナンバーカード1枚で
医療機関・薬局への受診等が可能になります。

顔認証マイナンバーカードを新たに取得する場合や
通常のマイナンバーカードから顔認証マイナンバーカードに設定を切り替える場合には
市町村で健康保険証利用の申込みを行ってください。

- ※ ご本人が健康保険証利用の申込みを希望し、市町村職員による利用登録手続きに同意いただける場合。
- ※ 詳細はお住まいの市区町村へお問い合わせください。
- ※ すでに通常のマイナンバーカードで健康保険証利用の申込みがお済みの場合は市町村での手続きは不要です。

マイナンバーカードの保険証利用の申込みは



当日その場でも
いいのね♪

医療機関・薬局の 受付でもOK!!

マイナンバーカードを医療機関・薬局に
お持ちいただくだけで、健康保険証として利用するための
申込み手続きや、実際に利用いただくことが可能です！

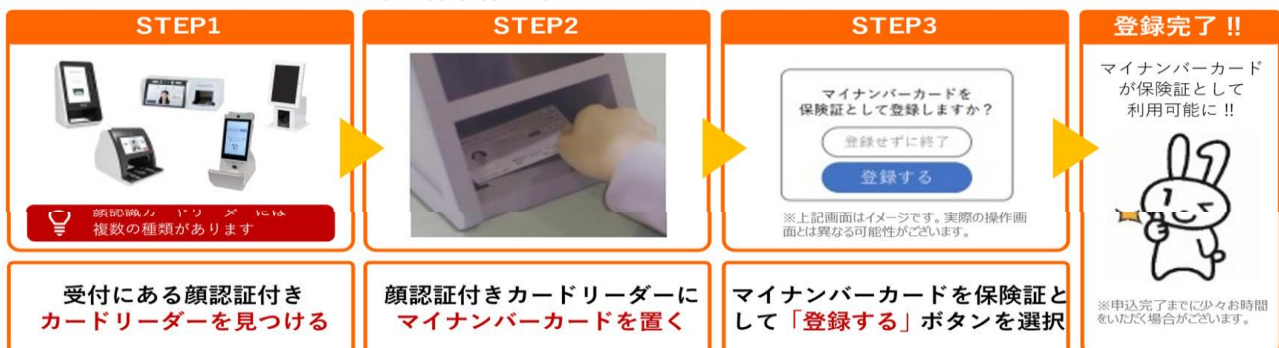
※顔認証付きカードリーダーを設置している医療機関・薬局に限ります。



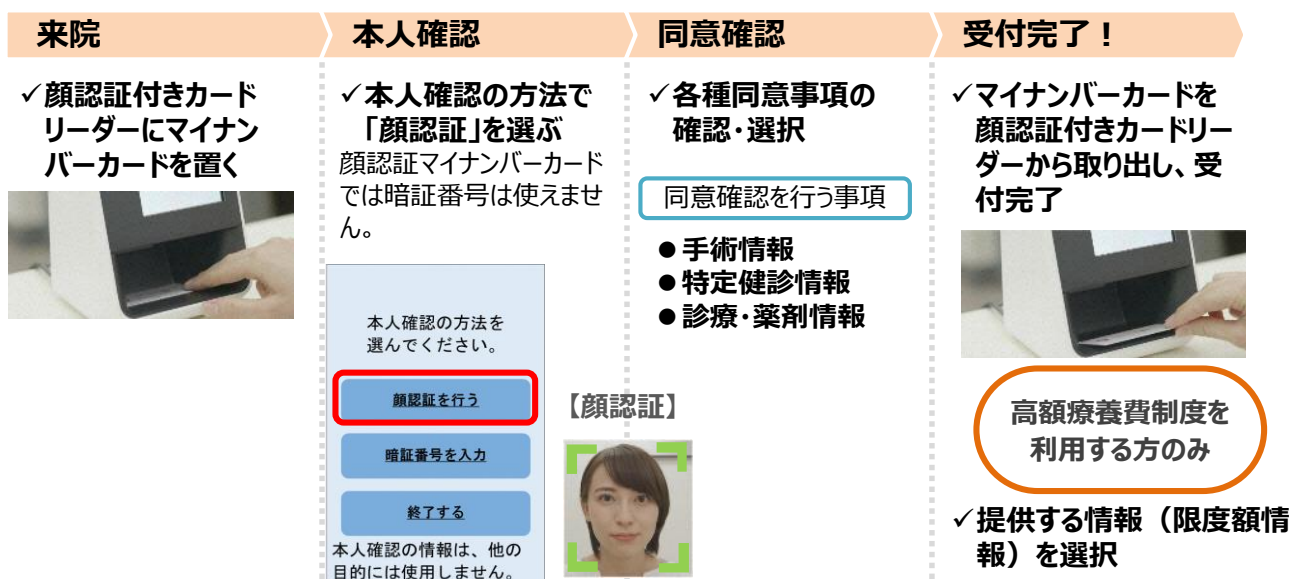
目印はオレンジのステッカー

このステッカー・ポスターが貼ってある
医療機関・薬局であれば、マイナンバーカードを
健康保険証として利用することができます。

★利用開始の申込みはカンタン3ステップ★



顔認証マイナンバーカードの医療機関・薬局での使い方



※ 訪問診療等においては、令和6年10月以降に顔認証マイナンバーカードが利用できるようになる予定です。また、オンライン診療・オンライン服薬指導については顔認証マイナンバーカードはご利用いただけないことに御留意ください。

お問い合わせ先
泊村役場 住民福祉課 住民係
(☎ 75-2132)